中小河川における景観重点区間の選定条件に関する検討

国立研究開発法人土木研究所 正会員 ○鶴田 舞, 片桐 浩司, 藤森 琢, 萱場 祐一

1. はじめに

平成 26 年に改定された「美しい山河を守る災害復旧基本方針」では、災害復旧における「重点区間・重点箇所」 (以下、「重点区間等」という)の概念が示された。ここでは景観・環境上重要な区間・箇所について特別な配慮を 求めることと記載されている。しかしながら、重点区間等の具体的な抽出手法は確立されていない。

本検討は、重点区間等の条件から対象箇所を選定する手順を明らかにすることを目的として、重点区間等の条件に合致すると推定される「ふるさとの川モデル事業」を対象に、事業認定箇所の条件と比較分析を行ったものである。

2. 方法

(1)対象河川の選定

ふるさとの川モデル事業 (S62~H7)は、市町村のシン ボル的河川において、周辺の 景観や地域整備と一体となっ た河川改修を行い、良好な水 辺空間の形成を図ることを目 的としたものであり、事業認

定箇所は地域における重要な拠点と考えられる.調査対象とした河川を表-1に示す.いずれも都市中小河川である.事業認定箇所の流程はセグメント1(坂川以外の4河川),または2-1(坂川)に該当する.茂漁川,和泉川,津和野川では,事業箇所の一部区間が土木学会デザイン賞を受賞している.

(2)本検討の範囲

重点区間等の条件を図-1 に示す. 重点区間の条件と類似したものに,「河川景観ガイドライン」に提示されている「重要景観区間」があり,その考え方と参考例も合わせて示す¹⁾.「河川景観ガイドライン」では,河川景観の合理的な

表-1 対象河川

河川名 (水系)	所在	事業計画 区間(km)	河床勾配	事業実施 期間	現地調査
茂漁川 (石狩川)	北海道恵庭市	2.85	1/234	H2~H9	H27 10 月(平日)
横手川 (雄物川)	秋田県横手市	1.3	1/325	S63~H13	H279月(平日)
坂川 (利根川)	千葉県松戸市	0.55	1/1,100	Н13∼	H27 1 月(平日), 3·8 月(イベント時)
和泉川 (境川)	神奈川県横浜市	1.9	1/250~1/300	H2∼H9	H257月(平日)
津和野川(高津川)	島根県津和野町	2.9	1/250	H1~H10	H277月(平日)

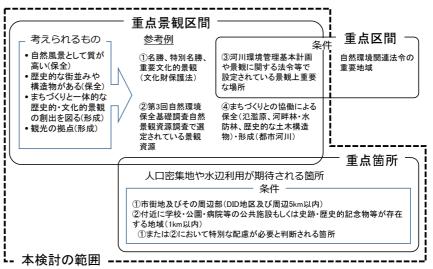


図-1 重点区間等の条件

形成と保全を行うため、特に河川景観の形成や保全をはかる必要性の高い一連の区間を「重要景観区間」として抽出し、景観の形成や保全の目標及び方策を設定することが述べられている。重点景観区間の参考例の一部と、重点区間の景観上重要な区間の条件は重複している。

本検討では、"景観"上重要な区間の選定に対象を絞ることとし、図-1の点線枠内を検討の範囲とする.

(3)調査の概要

事業認定箇所における河川改修事業計画,ふるさとの川モデル事業計画,景観関連法令の適用状況,都市基盤施設,景観資源等に関するデータを収集し,重点区間等の条件と比較した.また,現地調査を実施し,事業箇所の利用状況,整備からの時間経過による変化等を把握した.

3. 結果及び考察

(1)重点区間等の条件との対応

比較結果を表-2 に示す. いずれの河川も重点区間等の条件に該当した. 坂川及び津和野川は事業認定全区間が重点区間に, 横手川は一部区間が重点区間(残りの区間は重点箇所), 茂漁川と和泉川は重点区間の条件には当てはま

キーワード 河川景観,水辺空間,重点区間

連絡先 〒305-8516 茨城県つくば市南原 1-6 国立研究開発法人土木研究所河川生態チーム Tel 029-879-6775

			P ====================================			
	条件	茂漁川	横手川	坂川	和泉川	津和野川
重点 区間		(重要景観区間の参考例③と重複)				
	(1)	0	0	0	0	0
重点	②学校・ 公園・病 院等	○中島公園、若 草小、恵庭中、 等	○横手南小、横手城南高 校、横手公園、横手病院、 等	○中部小、千葉大、戸定 が丘歴史公園、等	○三ツ境小、 原中、貉窪公 園、等	○津和野小、津和野中、津和野高 校、津和野共存病院
固川	②史跡・ 歴史的記 念物等	×	○旧日新館【県有形文化 財】、横手城址	○戸定邸【国有形重要文 化財、名勝】、等	×	○津和野城址【国史跡】、森鴎外 旧宅(同)、西周旧居(同)、鷺舞 神事【国重要無形民俗文化財】
	参考例①	X	×	×	×	×
	参考例②	X	△鳥海山(区間から望む)	×	×	△青野山(区間から望む)
重要景観区間	参考例③	×	○景観重点地区に隣接(一部 区間)【横手市景観計画: H24 策定】	○景観重要河川(全区 間)【松戸市景観計画: H23 策定】	×	○認定歷史的風致維持向上計画の 重点区域(全区間)【津和野町歴史 的風致維持向上計画:H25 認定】 ○伝統的建造物群保存地区に隣接 (一部区間)【文化財保護法:H25 選定】
間	参考例④	○旧河道に残る 河畔林の保全		○旧水戸街道,松戸宿, 小山樋門橋	○周辺の斜面 林の保全	
	参考例⑤	×	○送り盆祭り、線香花火大 会、ミニかまくら、梵天	○松戸宿坂川献灯まつり(H18~),松戸宿坂川河津桜まつり(H22~)	×	○殿町、灯籠流し、等

表-2 重点区間等の条件との対応状況

※重点景観区間の「観光の拠点」に対応する参考例がなかったため、参考例⑤として「沿川に観光拠点あるいはイベント利用がある場所」を追加した

表-3	ふろさ	レの川	モデル事業認定区間の選定理	#
1X - U	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	C 02/1		щ.

	選定条件
345 VH	S30 年代の障害防止対策事業により河道が直線化. 旧河道が市街地内に残存. 今後流域の市街化が急速に進展する中で, まちづくりと一体となった
	水辺空間の整備が望まれた. 特に <u>自然林の残る旧河道</u> は、都市環境の貴重な財産として継承していくため、 <u>積極的な保全を図る必要</u> .
横手川	横手市は「山と川のある町」をキャッチフレーズとし、横手川を舞台に夏は送り盆祭り、冬はかまくら、梵天の祭礼で全国的に知られている. 川と
(英子/川	人々とのより強く・豊かな結びつきを目指し、横手のイメージを代表するのにふさわしい景観を持つ水辺空間整備が必要.
坂川	流域の都市化が進み水質汚濁など河川環境が著しく悪化. 坂川中流域にある水戸街道沿いの旧来の商業地の経済的地盤沈下が次第に進行. 河川再生
	をバネとする地域の再開発,水を軸とした新しい都市環境の創造を念頭に,今後の市発展の核となる戦略的な水辺空間整備が必要.
和泉川	都市化の進展が著しい横浜市にあって、河川沿いの斜面林などの自然的景観が比較的多く残されている. 谷戸の水辺空間の構造全体を保全し、川と
和永川	の交流の場の創出・川とまちの一体的整備を図る.
	S48 町条例に基づき伝統的文化都市環境保存地区が指定されるなど、歴史的な街並みや周囲の良好な自然環境の保全に対する意識が高かった. 観光
津和野川	施設が殿町に偏っているのに加え、津和野川沿川に散在する観光資源の連携が図られていないことから、「祭りと出会う川」をキーワードに、周辺の
	神社や歴史的資源を活用した祭りやイベントの場の創出、観光資源を結び散策できる動線を川沿いに創出することを目指す.

らず, 重点箇所の条件にのみ該当した.

現地調査では、事業実施箇所の水辺が散歩、犬の散歩、ランニング、釣り等に日常的に利用されている様子を把握した. 坂川ではイベント時にも調査を行い、坂川沿道に多くの人々が訪れ、賑わっている様子が把握できた. 坂川を除く4河川では、事業認定全区間において必ずしも維持管理が行き届いているとはいえず、特に人々の利用の多い場所を優先して除草・清掃等の管理が行われていた. 重要区間等の選定手順として、適切な区間長に関する検討を加える必要がある.

(2) ふるさとの川モデル事業認定時点での対応

重点区間等の条件を, ふるさとの川モデル事業認定区間の選定理由 (表-3) と比較し, 対象箇所の選定条件を考察した. 表-3 を概観すると, いずれの河川もまちづくり計画と連動して対象区間が選定されていることが特徴的である. 以前から歴史的・文化的に川または周囲が利用されており, 市外の人々を呼び込む空間の形成を目指したのが横手川, 津和野川であり, 重点景観区間の参考例⑤に合致する. 津和野川では, 整備後に事業認定区間の全域が景観関連法令等で重要な場所と位置づけられている. 一方横手川では, 市の景観計画により, 事業認定区間の一部において景観重点地区が設定されているが、送り盆祭り等のイベントで利用される区間とは異なる.

周囲の都市開発が進む中,まちとの一体的整備により沿川の良好な自然環境の保全を目指したのが茂漁川,和泉川,河川環境の再生とまち発展の核となる水辺空間整備を目指したのが坂川であり、いずれも重要景観区間の参考例④に合致する.なお、坂川では歴史を偲ばせる祭りが新たに始まるなど、水辺の再生が地域の文化に影響を及ぼし、市の景観計画において景観重要河川に指定されている.

以上より、重点区間の条件は、坂川・津和野川においては事業認定区間と一致しており、対象箇所の選定に有効と考えられる。一方で、横手川のように一致しないケースもあること、重点箇所の条件は事業認定区間の選定条件に利用されていなかったことから、重点区間等の条件のみでは対象箇所が十分に選定されない可能性がある。一案として、事業認定区間の選定理由に共通して見られた「まちづくり計画において沿川の保全または整備・利用が位置づけられている」を重点区間等の選定条件に追加することが考えられる。なお、重点区間と重点箇所では復旧工法の選定や水辺の地形処理の目標レベルが異なるため、どちらの選定条件に追加すべきかについては別途検討が必要である。

本検討では調査対象を都市域の中小河川とした.今後、中山間地域、大河川等を対象に検討事例数を増やし、重点区間等の選定手順の検討を進めていきたい.

<参考文献>

1)「河川景観の形成と保全の考え方」検討委員会:河川景観デザインー「河川景観の形成と保全の考え方」の解説と実践,2008.